

# 天王洲地区の景観形成基準(案)

黒文字:現在の水辺景観形成特別地区の基準  
赤文字:天王洲地区で新たに追加する景観ルール

項目	内容
配置	水辺沿いや沿道に建築物の顔を向けた配置とする。 水辺沿いでは、隣接する建築物との隣棟間隔を十分確保し、水辺の開放感が得られる配置とする。 水域に面する建築物の間口の長さに配慮し、水域側に空地を設けるなど建築物の圧迫感を軽減するような配置とする。 隣接する建築物における壁面の位置は、水辺沿いや沿道の街並みの連続性を確保する。 歴史的な資源や残すべき自然がある場合には、これらを活かした建築物の配置とする。 駐車場は、運河、街路、公園等のパブリック空間に直接面する配置を極力避けるか、植栽や街並みに調和する工作物で修景を行う。
	高さ・規模
	高さは、水辺沿いや沿道の街並みの建築物群のスカイラインとの調和を図る。 水上や周辺の主要な眺望点(対岸、公園、橋梁など)からの見え方に配慮した規模とする。
	形態・意匠・色彩
	形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、水辺沿いや沿道の街並みとの調和や連続性を確保する。 後背地から水域への見通し、水辺の開放感を確保した形態とする。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 外壁は、長大な壁面を避けるなど、圧迫感を感じさせない工夫をする。 屋根、屋上部の形態、意匠及び色彩は、建築物全体のバランスや背景との調和を図り、設備等がある場合は、周囲からの見え方に配慮する。 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。
	公開空地・外構
個性と品格のあるデザインで構成される都市空間の形成	水辺空間に開かれたオープンスペースや視点場を設ける。また、隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。 緑化に当たっては、樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 敷地と水域又は道路の境界は、開放性のあるものにする。 夜間においては水面に映りこむ光の演出やランドマークとなる施設のライトアップなどの実施により、水辺の夜間景観の形成を図る。 ベンチや照明などの施設は、地域の中での統一性に配慮する。 外構は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、水辺沿いや沿道の街並みとの調和や連続性を確保する。
	案内板、サイン、広告物は、「天王洲地区サイン・広告物ルール」に基づき設置する。※1
	魅力ある「アート」に出会う楽しみのある街並みの形成
	運河ルネサンス推進地区の一翼を担う地区として、水辺に親しむ各種催し物ではボードウォークや広場等を活用してまちの魅力と賑わい空間を演出する景観形成に努める。 屋外アート作品は、天王洲地区の街並みとの調和に配慮して設置し、適切な維持管理を行う。 イベントでの屋外アート作品は、安全性を確保し、「天王洲地区屋外アート判断要件」に適合するものとする。※2 プロジェクトマッピング、ライトアップなどの映像や光の演出にあたっては、生活環境への配慮や交通の安全性確保のために、音量や光源の点滅を控え、天王洲地区らしさの表現を工夫する。 夜間照明は、「場の特性」を活かす演出を工夫し、船上や対岸からの見え方に配慮する。 工事中の仮囲い、安全柵、看板等は、街並みとの調和や歩行者への圧迫感に配慮して、形状、色彩、デザインを工夫する。

※1、※2は別途に詳細ルールを定めます



基準案をわかりやすく説明する手引書「アイデアブック」を作成中!

このニュースに関するお問合せは…

## 天王洲地区景観まちづくり研究会事務局

〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36 品川区都市環境部都市計画課 景観担当  
電話:03-5742-6534 フaxシミリ:03-5742-6889  
mail:toshikei-keikan@city.shinagawa.tokyo.jp

天王洲地区景観まちづくり研究会  
Vol. 07  
2019年4月発行

# 天王洲

## 景観まちづくりNews

### 説明会を開催します!

天王洲地区景観まちづくり研究会(以下、「研究会」という)では、2019年(H31)3月4日に第6回研究会を開催し、天王洲地区らしい景観形成のための景観ルールについて検討を行いました。これまでの研究会での意見を踏まえて、品川区では、天王洲地区を品川区景観計画の重点地区として位置づけ、魅力ある景観形成を目指していくために、天王洲地区の景観まちづくりルール(案)の取りまとめを進めています。



そこで「(仮)天王洲地区景観まちづくりルール説明会」を以下の日程で開催します。天王洲地区の景観づくりに関心のある方はどなたでも参加できます。

### (仮)天王洲地区景観まちづくりルール 説明会の開催について

開催日:令和元年(2019年)5月30日(木)

時間:午後6時30分~午後8時

場所:品川区台場小学校 体育館(東品川1丁目8-30)



#### 天王洲地区の景観まちづくりについて

#### ご意見をお寄せください!!

※皆様からのご意見への個別回答は控えさせて頂きます。

「天王洲地区の景観まちづくりについて」のタイトルで、天王洲地区景観まちづくり研究会事務局あてに、メール、faxシミリ、郵送でご意見をお寄せください。天王洲地区景観まちづくり研究会の検討で取り上げさせて頂きます。



# 天王洲地区の景観まちづくりルール・骨子案

## 重点地区とは…

品川区景観計画では、「地区固有の資源や個性を活かして、きめ細やかな景観形成を図る地区」を重点地区として位置づけ、地区独自の景観ルールを定めることにしています。これまでに、「旧東海道品川宿地区」「大崎駅周辺地区」「武蔵小山駅周辺地区」が重点地区となっています。



▲旧東海道品川宿地区



▲大崎駅周辺地区

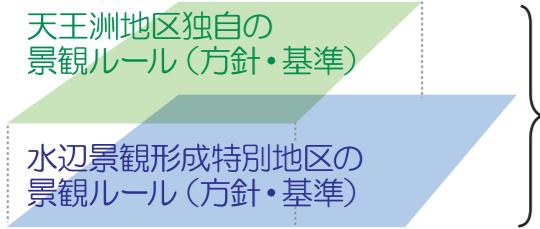


▲武蔵小山駅周辺地区

## 天王洲地区の景観まちづくりルール

天王洲地区の景観まちづくりルールは、現在定められている「水辺景観形成特別地区」の景観ルール（方針・基準）に加えて、天王洲地区独自の景観ルール（方針・基準）を上乗せして定めます。

※方針・基準とは「景観形成の方針および景観形成基準」をいう



水辺景観形成特別地区として定めている景観ルール（方針・基準）に上乗せする形で天王洲地区の独自の景観ルール（方針・基準）を定める。

## 水辺景観形成特別地区と天王洲地区

※天王洲地区は、「水辺景観形成特別地区」に含まれています。



※水辺景観形成特別地区のうち□の範囲を「天王洲地区」として独自の景観ルールを定めます。

天王洲地区は、現在、水辺景観形成特別地区のエリアに含まれており、水辺を活かした景観形成を目指した景観形成基準が定められています。近年は、運河ルネサンス推進地区として桟橋・水上レストラン・水上ステージ等の設置による水辺の賑わいの創出、様々なイベントによるアートのまちのイメージ発信、個性的な街並みの形成など、「天王洲地区らしさ」をアピールする景観形成が行われています。そこで、従来の水辺景観形成特別地区の景観形成基準に加えて、天王洲地区の独自の景観まちづくりルールを定め、品川区景観計画の重点地区に位置づけてくことを検討しています。

## 天王洲地区の景観形成の目標

天王洲地区のこれまでのまちづくりや現在の取り組みを踏まえて、景観形成の目標を以下のように定めます。

天王洲地区の景観形成の目標

まち全体がミュージアムのような  
ア イ ル  
天王洲 ISLE



## 天王洲地区の景観形成の方針

天王洲地区の景観形成の方針は、水辺景観形成特別地区の方針に加えて、天王洲地区らしさを創出していくために2つの柱を設定します。

### 水辺景観形成特別地区

～水辺の魅力を世界に発信していく上で特に重要な区域～

#### 景観形成の方針

- ▶ 水辺を活かした景観形成
- ▶ 水辺の街並みに調和した広告景観の形成
- ▶ 特徴的な水辺の風景を活かした景観形成
- ▶ 天王洲地区での魅力あるウォーターフロントの形成

#### 天王洲地区

景観形成の目標 まち全体がミュージアムのような天王洲 ISLE ア イ ル

#### 独自の景観形成の方針 ～2つの柱～

- ▶ 個性と品格のあるデザインで構成される都市空間の形成
- ▶ 魅力ある「アート空間」に出会う楽しみのある街並みの形成

## 天王洲地区 独自の景観形成基準の考え方

### 天王洲地区独自の景観形成の方針

個性と品格のあるデザインで構成される都市空間の形成

魅力ある「アート空間」に出会う楽しみのある街並みの形成

- 計画的に形成されてきた天王洲地区の街並みに調和した景観を形成するように、建物だけでなく、施設配置、外構舗装、植栽、ファニチャー、案内、サイン、照明など、街並みを構成する要素のデザインを工夫する。



- 屋外のオープンスペースと屋内の展示空間が連携して多様な表現を創出することで、常に新しい天王洲地区イメージを発信し、魅力と活気のある街並みを形成する。

### 天王洲地区独自の景観形成基準項目

駐車場の配置の工夫

水辺の魅力発信の拠点づくり

ファサード表現の工夫

天王洲地区らしいアート表現

低層部での開放性、賑わいの演出

イベントでの景観的配慮

街並みに調和した品格のある外構

夜間照明による景観形成

案内板、サイン、広告物の配慮

工事中の景観的配慮

情報発信の工夫

情報発信の工夫

## 届出対象となる建築物

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外壁を変更することとなる修繕、若しくは模様替、又は色彩の変更となる「すべて」の行為が届出対象となります。

※工作物については、これまでと同様に水辺景観形成特別地区の基準による

(高さ15m以上の鉄塔、鉄柱等や、高さ15m以上又は築造面積2,000m<sup>2</sup>以上の製造施設、貯蔵施設等が届出対象)

